

宝塚市緑の基本計画検討委員会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、宝塚市緑の基本計画検討委員会設置要綱第12条の規定に基づき、会議の公開における傍聴に関して必要なことを定める。

(傍聴定員)

第2条 傍聴者の定員は原則10名とする。ただし、会長は、会議の開催場所の規模等により、傍聴者の定員を定めることができる。

2 傍聴の申し出者が、前項に規定する定員を超えるときは、次条に規定する受け付けを行なった者から、抽選により傍聴者を定めるものとする。

3 前項により傍聴を認められた者は、その権利を他人に譲ることができない。

(傍聴の受け付け)

第3条 傍聴の受け付けは、会議の開催内容を公開した日から会議を開催する20分前までの間に行なうものとする。

2 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所、電話番号を傍聴者受付簿に記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次に該当する者は傍聴することができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、指定する傍聴席において傍聴することとする。

2 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛を旨とし、委員会における言動に対して拍手その他の方法で、公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てないこと

(3) 示威的行為をしないこと

(4) 飲食又は喫煙をしないこと

(5) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと

3 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りではない。

4 その他、傍聴者は、会長又は係員の指示に従わなければならない。

(傍聴者への配布資料等)

第6条 傍聴者には次の資料を配布するものとする。

(1) 会議次第又は議題

(2) その他会長が必要と認めたもの。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、会議を非公開とする決定がなされた場合には、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴者がこの要領に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和元年7月1日から施行する。